

# 協 定 書

令和4年度名寄市除雪サービス等助成事業を実施するため、名寄市（以下「実施者」という。）と名寄市除雪サービス等助成事業指定業者である \_\_\_\_\_（以下「指定業者」という。）との間において、下記のとおり協定する。

## 記

第1条 この事業は、名寄市高齢者自立支援事業条例、同施行規則及び除雪サービス等助成事業実施要綱に基づくものであることを認諾し、実施にあたっては順守すること。

第2条 原則、令和4年11月1日から令和5年3月31日までの期間で、市道の除雪後から午前9時30分までに除雪が完了できること。

第3条 除雪助成券利用者から業務の依頼を受けたときは直ちに訪問し、除雪箇所や堆積場を確認するとともに期間や料金について協議決定すること。決定された内容については、確認書等の取り交わしにより後日、紛争が生じないように講じるものとする。

第4条 除雪サービス利用者が所有する除雪助成券を預かる場合は、紛失することのないよう厳重に保管すること。

第5条 大雪の場合は、市の除雪が1日に複数回の場合もあるので対応すること。

第6条 通学路における作業では通学時間に配慮すること。

第7条 事業実施において、指定業者に起因する実施者又は除雪サービス等助成事業利用者に損害が生じた場合は、指定業者において処理すること。

第8条 除雪サービス等助成事業実施要綱等に記載のない疑義が生じた場合は、実施者、指定業者で協議のうえ決定すること。

令和 年 月 日

実施者 住所 名寄市大通南1丁目1番地  
名寄市  
氏名 名寄市長 加藤 剛 士

指定業者 住所  
氏名

印